

新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領※1（概要）

〔趣旨・目的〕 **政府は、新型インフルエンザ等※2が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。事態を的確に把握するとともに、国民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、新型インフルエンザ等対策特別措置法、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年6月7日閣議決定）及び「感染症に係る緊急事態に対する政府の初動対処について」（令和5年8月25日閣議決定）等を踏まえ、本対処要領を標準として対処する。** 対処に当たっては、事態の状況に応じて、その変化に柔軟かつ的確に対応する。

※1 令和5年9月1日内閣感染症危機管理監決裁

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等。なお、新型インフルエンザ等以外の感染症についても、国民の生命及び健康の保護と国民生活及び国民経済に及ぼす影響の双方の観点等に鑑みて、政府全体の見地からの総合調整等が必要な場合の対応等についても、本対処要領を参考に事態の状況に応じて対応

〔目次〕

I 新型インフルエンザ等が発生した場合の措置

1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

- (1) 報告・連絡
- (2) 緊急参集要員の招集
- (3) 関係省庁対策会議の開催
- (4) 閣僚会議の開催

2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (1) 報告・連絡
- (2) 政府対策本部の設置

3 情報提供

II 統括庁の体制の強化及び関係省庁との一体的な対応

（抄）

「統括庁と関係省庁が一体となって、WHO等からの情報収集、国民・事業者等各層への情報提供、水際対策、保健所・医療提供体制等の確保等の初動対処における重要な課題に取り組むこととし、**具体の対応については、別に定める**ところによる。」

III その他

初動対処要領に基づき定める「初動対処の具体の対応」案の概要について

○「新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領」※¹のⅡにおいて別に定めることとされた政府の初動対処の具体的内容を定めるもの。※²

【対象事象】

- ・特措法の適用対象となる感染症が発生した場合（特措法の適用対象となるかどうか不明な段階のものも含む）※³

【対象フェーズ】

- ・発生情報覚知から政府対策本部を設置し、基本的対処方針が実行されるまでの間（平時の準備状況の確認も含む）

～「具体の対応」とタイムラインとの関係（イメージ）～

（政府行動計画は見直し中であるが、現時点で初動のために必要な項目を記載）

	【平時】	発生情報覚知	【初動】	感染症の類型決定 ・厚労大臣の公表	【政府対策本部設置】
①国内外の情報収集・情報提供等	平時の準備は迅速な初動対処の基盤であり、感染症危機発生に備え、以下の準備状況を定期的に確認 ・感染症発生動向等関係のシステム（感染症サーベイランスシステム等）の活用		<ul style="list-style-type: none"> ●国内外の発生動向等に関する情報収集 ●国民・事業者や関係機関等への情報提供等 		基本的対処方針に基づき対応（左の初動対処に係る対策は原則として継続）
②水際対策	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資の備蓄状況 ・医療機関の確保状況 ・宿泊施設の確保状況 ・搬送手段の確保状況 ・検査実施能力の確保状況 ・水際対策関係のシステムの活用 		<ul style="list-style-type: none"> ●検疫強化（航空機及び船舶による入国者数等の情報収集、質問票の配布等による患者の発見、検査や隔離等の必要な措置） ●入国制限等（入国停止措置、査証制限、航空便の制限等の調整） ●関係各国・地域への情報提供 		
③ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン開発に関する情報収集・分析・研究 ・ワクチン関係のシステム（予防接種関連システム等）の活用 		<ul style="list-style-type: none"> ●病原体・ゲノム情報等の収集・分析、パンデミックワクチンの研究開発に着手 ●接種率等の情報を即時に把握等できるよう、システムを新たなワクチンに拡張 		
④検査	<ul style="list-style-type: none"> ・検査実施能力の確保状況 ・検査機関の確保数 		<ul style="list-style-type: none"> ●検査体制の充実・強化（予防計画に基づく都道府県に対する検査体制整備要請等） ●検査措置協定締結機関における検査体制の拡充等 		
⑤感染症対策物資の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資の備蓄状況 ・医療機関等情報支援システム（G-M I S）の活用 		<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資の生産・流通・在庫状況の確認、都道府県に対する確保要請等 		
⑥保健所体制	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の感染症有事体制を構成する人員の確保状況 ・感染症サーベイランスシステムの活用 		<ul style="list-style-type: none"> ●サーベイランス・積極的疫学調査、相談対応確保、IHEAT要員の確保を含めた保健所の体制整備等 		
⑦医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関（入院・外来）の確保状況 ・宿泊施設の確保状況 ・医療機関等情報支援システム（G-M I S）の活用 		<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県に対する医療提供体制・物資の確保状況の確認要請等 ●都道府県に対する流行初期医療確保協定締結医療機関の医療提供体制整備の要請等 	<ul style="list-style-type: none"> ●初動活動 ●有事に向けた準備活動 	

※¹ 令和5年9月1日 内閣感染症危機管理監決裁

※² 政府行動計画改定までの間、当面の初動対処の具体の対応とし、政府行動計画見直しの議論・訓練の実施等を踏まえ適宜見直しを行う。

※³ 感染症が海外で発生した場合を想定。また、特措法の適用対象外の感染症についても、国民の生命及び健康の保護と国民生活及び国民経済に及ぼす影響の双方の観点等に鑑みて、政府全体の見地からの総合調整等が必要な場合の対応等についても、事態の状況に応じ、これに準じて対応する。